

# ●日本自律神経学会会則

## 第I章 総則

- 第1条 本会は日本自律神経学会  
Japan Society of Neurovegetative Research  
と称する。
- 第2条 本会の事務所は「東京都新宿区大久保2-4-12  
新宿ラムダックスビル(株)春恒社内」に置く。

## 第II章 目的および事業

- 第3条 本会は自律神経学に関する研究・教育の発展を促進し、会員相互ならびに関連機関との連絡を図り、社会に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 学術集会の開催(年1回)
  2. 会誌「自律神経」の刊行および自律神経学に関する資料の刊行
  3. 自律神経学に関する知見の国際的交換
  4. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第III章 会員

- 第5条 本会会員は本会の目的達成に協力するものとする。
- 第6条 本会に入会を希望するものは所定の手続を経て本会事務所に申し込むものとする。
- 第7条 会員は毎年会費を支払うものとする。
- 第8条 退会・所属変更・転居の場合は事務所に通知するものとする。
- 第9条 本会の目的に賛同し、これを援助する個人または団体を賛助会員とすることができる。
- 第10条 名誉会員は理事・監事、外国人研究者等で本会に顕著な功績のあった者の中から、理事会で審議のうえ、評議員会の承認を得て、決定する。
- 第11条 功労会員は永年勤続評議員のうち、顕著な功績のあったものを理事長が推薦し、理事会・評議員会の承認を得て決定し、感謝状を贈呈する。

## 第IV章 役員

- 第12条 本会には次の役員をおく。
- |      |     |
|------|-----|
| 総会会長 | 1名  |
| 理事長  | 1名  |
| 理事   | 若干名 |
| 監事   | 2名  |
| 評議員  | 若干名 |
- 第13条 総会会長は理事会および評議員会の推せんにより選ばれ、総会の承認を得るものとする。任期は1カ年とし再任を妨げない。
- 総会会長は総会および評議員会を主宰する。理事は評議員の中より推せんにより選出され、理事長は理事の中より互選により決定される。理事長は理事会を組織し、本会に関する重要事項を審議する。任期は3年とし、再任を妨げない。

- 第15条 監事は評議員中より理事長が理事会の承認を得て委嘱し、本会の会計の監査を行う。任期は3年とし再任を妨げない。
- 第16条 評議員は、評議員により推せんされた会員の中から理事会が決定し、評議員会の承認を得て理事長が委嘱する。評議員は評議員会は組織し、学会運営に関する事項を審議する。任期は3年とし再任を妨げない。

## 第V章 総会および理事会、評議員会、各種委員会

- 第17条 本会は毎年1回総会および理事会、評議員会を開催する。日時および場所は、理事会および評議員会の決定による。
- 第18条 総会の運営に関する細目は、総会会長が理事会および評議員会にはかり決定する。
- 第19条 理事会および評議員会は次の事項を審議し、総会に報告し承認を求める。
1. 総会会長の選出
  2. 前年度の事業および会計報告
  3. その他理事会、評議員会で必要と認めた事項。
- 第20条 本会に次の各種委員会をおく。
1. 編集委員会
  2. 学会あり方委員会
  3. 自律神経機能検査法委員会
  4. 医学用語委員会
  5. 国際渉外委員会
  6. 学会教育委員会
  7. 広報委員会
  8. 保険委員会
- 各委員会は関連事項の審議・策定にあたる。各委員長は理事長がこれを委嘱する。

## 第VI章 会計

- 第21条 本会の経費は会費、各種補助金および寄付金をもって充てる。会計年度は毎年1月1日より始まり12月31日に終る。前年度収支決算は理事会、評議員会の承認を得て毎年総会において報告する。
- 第22条 会費の年額は理事会、評議員会で審議し、総会の承認を得て決定する。
- 第23条 本会会則を変更するには総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

## 附 則

1. 本会会費は年額  
理 事 15,000円  
監 事 15,000円  
評 議 員 14,000円  
一般会員 13,000円とする。
2. 本会則は平成23年1月1日より発効とする。